

眞番郡考

文學士 今 西 龍

一 四郡略説

史記朝鮮傳に元封三年漢武帝の朝鮮を平定するや其地に四郡を置きし事を記するも郡名を載せず。裴邕は集解に眞番、臨屯、樂浪、玄菟なりとの按文を附せり。漢書武帝本紀及朝鮮傳には此四郡名を記し、昭帝本紀には始元五年に南方の儋耳郡と共に眞番郡を罷め元鳳六年正月郡國の徒を募りて遼東、玄菟城を築きし事を記すれども臨屯郡に就きては前に擧げし外更に記事なく地理志にも樂浪、玄菟二郡を擧ぐるのみ五行志に『元封六年秋蝗先是兩將軍征朝鮮、開三郡』とあるを顏師古は本紀によりて『是四郡也、而此云三、蓋傳寫志者誤』と註せり。茲に於て臨屯の一郡のみ或は特に早く罷められしにはあらざるかの疑の起らざるにあらざるも茂陵書此書のこゝ後に記すべしに此郡の記事あり後漢書東夷傳にも『至昭帝始元五年罷臨屯、眞番以并樂浪、玄菟』とあるによれば臨屯郡の罷められしは眞番郡の罷められしと同時にして始元五年にありとす。而して

此二郡の罷めらるゝや樂浪郡の東邊に東部都尉を置き南邊に南部都尉を置きしことは漢書地理志、魏志東沃沮傳、穢傳、後漢書東夷傳によりて明なり。四郡の並立せしは元封三年より始元五年まで僅に二十六年間にすぎず尙ほ精密に云へば玄菟郡の置かれしは漢書地理志によれば元封四年なるが故に其間實は二十五年なり。

一一 四郡の疆域と漢民族の分布

右二十五年間併立せし四郡の全疆域は衛氏朝鮮及之に服屬せし諸小國の疆域に漢が衛氏朝鮮を討滅せし威武に新に風靡せる地方を附加せるものなり。衛氏朝鮮の本地に樂浪郡を置き衛氏朝鮮に屈服し居りし眞番國の地を中心として眞番郡を置き臨屯國の故地方を中心として臨屯郡を置きしものなり。玄菟に至りては後に之を論ずべし。衛氏朝鮮の本地は史記朝鮮傳の『秦故空地上下鄣』即ち山海經の列陽の地に箕氏朝鮮の地を加へたるものなるが故に其疆域を考ふるには先づ箕氏朝鮮より説かざるべからざるなり。

箕氏朝鮮に冠せし箕氏の語は衛氏の朝鮮國と區別するが爲に便宜上附せし名稱にすぎず。正しくは單に朝鮮と稱すべきものとす。此國の存在は支那戰國の頃よりし

て既に支那に知られ支那にては殷末の賢人箕子が此地に行けりといふ傳説ありしも支那人も此國を東夷の一國とし支那民族の國とは認めずして唯箕子東夷朝鮮に去て(若くは武王に封せられて)王たりしといふ根據なき風説を傳へしのみ。此朝鮮國は朝鮮民族の國にして漢民族の國にあらず其王室は素より箕子の血統にあらず王家に於ても箕子の後なりと自稱せしこと無きものゝ如し。此王家を箕子の統なりとし王名等を録せるは陳壽三國志にして是れ明に樂浪韓氏の僞系譜に誤られたるものなり。此國の中心は漢江の流域にありしものゝ如し。然るに秦末に至り燕齊趙の民の亂を此方面に避くる者甚だ多く漢初に燕人衛滿なる者此國と漢遼東郡との間にありし空地『秦故空地上下鄣』即ち今の大同江流域に移住し此地に避亂移住せし漢民族に長となり尙ほ亡命者を招聚し忽にして漢民族の一大集團を作り終に南して朝鮮國を併呑し茲に始めて漢民族主權の朝鮮國を建て王險即ち今日の平壤を都とせり之を衛氏朝鮮とす。衛氏朝鮮の中心は大同江流域なりしなり。此國へは漢民族の移住するもの甚だ衆く朝鮮民族を壓倒して其國も漢民族の國らしく變せしが如し。然れども其移住せしは大同江即列水と漢江即帶水との流域に止まり漢江流域の移住民は大同江流域のそれよりも甚だ薄くして其上流地方の如きは影を止めざりしな

らんか。而して鴨綠江の上中流域又は日本海方面即嶺東の地は全く其地在來民族即穢貊沃沮句麗等の居住地にして南方は朝鮮民族韓民の居住地なりき。衛氏朝鮮は國強く眞番臨屯等の諸小國を服屬せしが漢武帝元封三年に至り漢の海陸兩軍に伐たれて滅びたり。此時漢の海軍が列水大同を溯航して王險平に迫まりしを見るに平時海上交通の頻繁にして水路を熟知せしこと明なり。四郡の全疆域は之を其後の形勢より推測するに今日の全羅南道慶尙南北道及咸鏡北道を除きたる朝鮮半島と鴨綠江中流下流の流域となりしが如し。漢郡縣時代に至り漢民族の移住者増加し其分布の廣まりし事は勿論なるべきも衛氏朝鮮時代と大体に於て其居住の地方を同うせしなるべし。四郡の疆域中漢民族が多く居住せし地方は漢の郡縣として永く之を維持することを得しも其少かりし地方は之を維持すること難く郡縣維持の難易は在住漢民族の多少に比例し建置後二十六年を経て二郡を廢し玄菟を移すの止むを得ざるに至れり。

四郡の内樂浪、玄菟の二郡に就きては多少の文献遺存し其中心も判明し從て極めて概略ながらも其四至をも推定することを得べし。樂浪の郡治は今の平壤にあり

列水大同 湏水清川の流域と帶水漢流域の一部とを管轄し玄菟の郡治は魏志東夷傳

によるに沃沮城即今の咸興地方にありしもの二郡廢置の變革後遼東の東邊に移れり臨屯郡に就ては一時諸家の間に諸説ありしも後に述べるが如き次第によりて今や咸鏡南道の南邊より江原道地方に亘りしものとして異説なし眞番郡の位置に就きては南方説北方説相持して下らず是れ小生が卑見を聞陳せんとするものなり。

三 朝鮮學者の考説

朝鮮の東國文献備考が眞番郡の位置を鴨綠江北滿洲の地に置きし説は日本に於て最も早く四郡を研究し發表せられし故那珂博士が採用せられしより史學雜誌第五編第四號朝鮮古史考を見る。眞番在北方説夫れ或は日本に於ける研究者に先入するに至りし事なきか尙ほ其他朝鮮學者の所説は現研究界に影響ある事疑ふべからざるを以て茲に彼地に於ける諸説に就きて誌さんとする。

朝鮮に於ては眞番を黃海道平山にありといふ説起り其後更に滿洲内に在りといふ説を生ぜり眞番が平山の地なりとの説は採るに足らずと雖其説の由來する所甚だ舊し東國通鑑外紀に

漢昭帝始元五年以朝鮮舊地平那玄菟等郡爲平州都督府臨屯樂浪等郡爲東府都督

府。

とあり。小冊子なれども朝鮮に於て教科書として權威を有せし東國史略朝鮮史略にも此記事を載せ、東國輿地勝覽もまた通鑑の記事を採て黃海道平山都護府の條に『按漢昭帝始元五年置二外府以朝鮮舊地平那及玄菟郡爲平州都督府今府東牛峯縣聖居山即古之平那山以郡得名疑府即漢時都督府』と記せり。東國文獻備考は按文を附して『臣謹按漢書地理志則謂平那合於玄菟濊傳則謂眞番合於玄菟平那即眞番也蓋眞番有屬縣十五當其罷之之初擇其近於玄菟者割屬焉平那乃其一耳』と論じ平那の處在地を平山とするを否定するものゝ如し。然ども漢書地理志を檢見するに文獻備考編輯の史臣の言の如き記事無く其朝鮮傳には勿論の事後漢書地理志東夷傳共に斯る記事無し。此史臣の按文杜撰を極め妄誕を盡くせり。漢書地理志には樂浪郡昭明縣の注に南部都尉治と記し而不而縣の注に東部都尉治と記せるのみ。魏志東夷傳東沃沮の條に『漢武元封二年伐朝鮮殺滿孫右渠分其地爲四郡以沃沮城爲玄菟郡後爲夷貊所侵徙郡句麗西北今所謂玄菟故府是也沃沮還屬樂浪漢以土地廣遠在單單大嶺之東分治東部都尉治不耐城別主領東七縣時沃沮亦皆爲縣漢光武六年省邊郡都尉由此罷』とあり。後漢書東夷東沃沮傳は魏志に依り其濊傳には『至昭帝始元五年罷臨屯眞番以并樂』

浪玄菟云々」とし亦魏志の記事に本づきて記述せり。吾人は支那古史籍に東國通鑑外紀の如き記事を見ず。然らば東國通鑑の此記事の出處を索むるに高麗僧一然の撰せし三國遺事にあり。此書に二府と題して『前漢書昭帝始元五年己亥置二外府謂朝鮮舊平那及玄菟郡等爲平州都督府臨屯樂浪等兩郡之地置東郡都尉府』と記し之に注して『私曰朝鮮傳則眞番玄菟臨屯樂浪等四今有平那無眞番蓋一地二名也』とし平那は即ち眞番なりと説けり此の私とあるは撰者一然の言なるべし。本文に『謂』とある以下は漢書に謂の義か或は其注に謂の意か明ならざれども孰にしても既に論せし如く漢書其他支那古史籍に斯る記事なし。東國通鑑が一たび此の遺事に誤まらてより諸史籍之を繼承し永く後世まで無稽の誤謬を傳ふるに至れり。茲に於て更に溯りて遺事の記事の由來を索むるに記臆の錯誤より生ぜし誤謬を其儘に書きしにあるものゝ如し。而して其誤謬の本源は晉書地理志の記事と漢書の記事とを混合し錯亂せしにあるが如し。晉書地理志に漢末より曹魏時代に至る遼東の形勢を述べて『後漢末公孫度自號平州牧及其子康康子文懿竝擅據遼東々夷九種皆服事焉魏置東夷校尉居襄平而分遼東昌黎玄菟帶方樂浪五郡爲平州後還合爲幽州及文懿滅後有護東校尉居襄平成寧二年十月分昌黎遼東玄菟帶方樂浪等郡國五置平州』と記せり。三國

遺事が採りし或書の著者は此記事と漢書の記事とを混合し錯誤せる記憶によりて奇怪なる一新記事を著録するに至りしものなるべし。平那は平州の誤刊なり。要するに朝鮮に於ける二府の異傳は妄誕なり之に據りて眞番の位置を論ずべからざるなり。

臨屯郡の位置に就きては高麗の金富軾が三國史記地理志に新羅及高麗の溟州即ち李朝の江原道江陵の地を説明するに唐の賈耽の古今郡國志に『新羅北界溟州蓋穢之古國』とあるを引用せしを李朝初期の地理學者梁誠之は高麗史地理志を撰むに當りて之を採用し臨屯郡は穢國に置かれたりとの見識に本づき江陵を臨屯郡治の在りし地なりと斷定せり。以後眞番在平山說梁誠之には此說なしと臨屯在江陵說とは永く朝鮮人間に信せられしが宣祖王代に至り韓百謙は『朝鮮傳云眞番臨屯皆來服屬又云眞番辰國欲上書見天子壅闕不通以此見之眞番實在朝鮮臨屯辰國之間其得貂國舊地可知也』とせり。此說小生は東國文獻備考に引用せるものを見しのみにて原文を知らざるを以て確論し難きも韓氏にして高麗史地理志に春川を貂國の地と斷定せしを否定せざりしとすれば眞番を以て江原道春川府に在りしとするものなり。

孝宗王朝に鄭克俊出で英宗王朝に星湖李滉出で、此王代官撰の東國文獻備考與

地考と同じく眞番其他諸郡の位置に就て一異説を立てたり。當時朝鮮に於ては興明滅清の尊王攘夷の思想上下に溢れ學者が清朝に對する反抗心の熾盛なる終に朝鮮の古地を鴨綠江北の清領土内に在りしと説き『此地本屬我東者也』と憤慨し遼河以東は我が舊域なりなど説くに至らしめたり。是れ恰も李朝の初め領土を豆滿江畔まで擴張せるに當り時の學者も此勢に驅られたると他に舊所有の因縁を以て明朝廷をして豆滿江を境界とする事を認めしんとする政治上の必要とによりて權近等が高麗尹瓘の女眞を征服して九城を置きし地方を遠く咸鏡北道に及びたりとし先春嶺を豆滿江外にありと唱説せるに似たり。朝鮮人は感情を以て直覺を以て立説するが故に其説は其時代の趨勢世相を參考して解釋せざるべからず。興明倒清の精神充溢せる時代の諸學者の着眼が常に北方にありて彼等が眞番を北方に在りしとするに至れるは自然の傾向といふべし。慶州の名儒鄭克俊は既に孝宗王代其著『歷年通考』原本未見、今「我邦疆域考」の引用文によるに『漢書曰燕東賈眞蕃之利則眞番在遼東之東可知必是咸鏡以北蕃胡所居之地』と説けり。李滉は達識の學者なりと雖禍に遭うて廣州瞻星里に隠れ資に窮し書に乏しく僅に文献通考四裔考の朝鮮考を資料として立論し史記朝鮮傳に『遼東太守即約滿爲外臣保塞外蠻夷無使盜邊諸蠻夷君長欲入見天子勿得禁止

以聞上許之……傳子至孫右渠所誘漢亡人滋多又未嘗入見眞番旁衆國欲上書見天子又擁闕不通』とあるを通考には『遼東太守即約滿爲外臣保塞外……傳子至孫右渠所誘漢亡人滋多初漢約朝鮮蠻夷君長欲入見天子勿得禁止以聞右渠既未嘗入眞番辰國謂辰韓也欲上書見天子又壅闕弗通』と改書せるものを『右渠欲入見天子既未嘗入眞番』と誤讀し眞番之在入漢之境可知と論じ隋の征高句麗の九道名によりて古地理を説き眞番が霽縣に治して九道の内にあらざるの故を以て眞番は遼河以西最近中土者也と結論し更に東國通鑑外紀の二府の記事に誤られて至漢昭時合四郡爲二有平那而無眞番則眞番是平那郡矣と附言するに至れり(星湖僊說類選天地篇下地理門)英祖王四十六年庚寅に成りし官撰の東國文獻備考輿地考は論じて云ふ。

臣謹按史記曰燕時略屬眞番朝鮮置吏築鄣秦滅燕屬遼東外徼漢書曰遼東東賈眞番之利文獻通考曰遼東南扼朝鮮東控眞番則眞番在遼東東明甚而燕置吏築鄣則與遼東不遠可知也大率漢以五國地爲四郡而朝鮮爲樂浪濊貊爲臨屯沃沮爲玄菟皆有明證獨高句麗二千里地豈可只爲一縣哉是必爲眞番也應劭曰玄菟本眞番國然玄菟有二一則漢置四郡時玄菟此東沃沮地也一則昭帝爲二郡時玄菟此自東沃沮移設於遼界者也應劭所謂玄菟乃二郡時玄菟也屬縣有西蓋馬高句麗西蓋馬在蓋馬山之西其

東即沃沮其南即濊朝鮮也高句麗在於遼山遼水所出之處其西即遼東其北即夫餘也
以漢書所謂高句麗在遼東之東南與朝鮮東與沃沮北與夫餘接者四履相合無一違錯
應劭所謂本眞番在高句麗地內無疑矣。

此説は鄭克俊の説及杜撰なる李灑の説を須らく措きて眞番郡在鴨綠江北説の始祖
と稱すべく後に擧ぐる朝鮮諸學者の諸説皆系を之に繋ぎ既に述べしが如く其書最
も早く日本に傳はり故那珂博士亦之を認めしより日本に於ける眞番在北方説また
之より出づと稱するも不可なきに似たるものなり。東國文献備考が尙ほ東國通鑑外
紀に誤られ漢二府の題を設けて妄誕なる按文を附するに至りし事は既に之を記せ
るが如し。

洪萬宗が旬五志に『如漢所置四郡樂浪爲平壤臨屯爲江陵玄菟爲咸鏡道内而未的
其所眞番全無可考』と説けるは從來の説を紹介せるにすぎすと雖寧ろ敬すべし。星
湖李灑の學風を欽慕し其異代の弟子を以て自任して起ちしと稱せらるゝ丁若鏞美守
府號榮山正祖己酉生員文科純
祖辛酉天主教翁金鞠定配康津は其名著『我邦疆域考』に『眞番之地雖不可詳要在今興京之南
修家江之左右』と論じ又『興京之南鴨水以北今驪河以東即秋江婆猪江之左右沿江千
里之地沿鴨水既非遼東又非朝鮮必古之眞番也』と説き鄭克俊の説を駁して『東儒謂

在咸鏡以北恐不然也。漢魏之時豆滿河以北聲迹不通。蓋以長白山之脈縱橫千里。阻塞重疊也。燕人安得遠賈此地。玄菟之西蓋馬必本眞番之讐縣。其在長白山之西審矣。』と論じ其玄菟考には李灑と同じく東國通鑑外紀の二府の記事に誤られて『昭帝以四郡爲二府而臨屯合於樂浪眞番合於玄菟則眞番之跡當在玄菟西蓋馬其一也眞番郡治本是讐縣讐既胡甲切蓋又胡臘切蓋馬者讐縣也』と説くに至れり。丁氏は臨屯に就きては『臨屯之地雖不可詳要與樂浪相接在洺水^{漢江}也』以北今之京畿西郊是也』と推定し『今之臨津非即臨屯乎云々』の案を附せり。丁若鏞と時代を同うせる柳得恭は其名著『四郡志』に『按東方地理朝鮮之北曰句麗東北曰沃沮東曰濊南曰韓其西遼東郡自戰國之世已入於燕者也。漢武討右渠置四郡朝鮮爲樂浪今漢水以北至關西句麗爲眞番。今鴨綠江外興京地方沃沮爲玄菟。今咸鏡北關濊爲臨屯。今關東之地韓者今之三南也。漢時不復經略』と説き東國通鑑外紀二府説の根據なき事を論破し更に『眞番郡東人多疑其所在或指貂或指辰皆誤也。後漢書昭帝始元五年罷臨屯眞番以並樂浪玄菟豈非並臨屯於樂浪並眞番於玄菟之謂耶』と説けり。柳得恭の友にして『海東釋史の大著述を成せる韓致諭の姪韓鎮書は叔父の志を繼ぎて海東釋史地理考十五卷を撰せしが其説多くは柳得恭に出づるものゝ如く眞番を今興京等地也とせり。

四 日本學者の考説

故那珂博士は朝鮮古史考(史學雜誌第五編第四號)

(五編第四號)

に臨屯眞番の位置に就て茂陵書の記事東國輿

地勝覽東國文獻備考によりて臨屯郡の治所東囑を江陵府若くば其近傍に在りしと

し眞番郡の治所營縣は鴨綠江の上流にありしなるべく其去長安七千六百里茂陵書に出づ

ある道程餘りに遠し七千は五千の誤寫なるべしとし『漢書地理志玄菟郡の註に應

劭曰故眞番朝鮮胡國とあるに依れば眞番郡は即眞番國の故地にして郡を罷めて玄

菟に併せたる後に玄菟郡治を眞番の舊領なる高句驪縣に徙したるなり玄菟郡の原

註に武帝元封四年開高句驪とあるは高句驪を開きて眞番の屬縣としたるを云へる

にて玄菟郡治となれるは昭帝以後の事なり』と論決し次に先に擧げたる文獻備考

の全文を掲げられたり。此説文獻備考の説を採りて更に一步を進めしものなり。

眞番郡在江北説を精究の極に進めしものを南滿洲鐵道會社歴史調査報告中の白

鳥博士、籥内學士の論文『漢代の朝鮮』及白鳥博士が東洋學報第二卷に掲げられた

る『漢の朝鮮四郡疆域考』とす。其説先づ蒼海郡を以て『濊貊の一種たる高句麗の

住地に置かれたるものにて今の鴨綠江の上流域及佟佳江の流域にありしなり』と

し『衛氏の領有せし眞番國は此地域を措いて他に求むべき處なければ武帝の蒼海郡は蓋し朝鮮の眞番國に設置せられしものなり』と論じ眞番郡在南方説を『此等の議論は何れも孤立せる記録の文字に拘泥して推測を施せるものにして決して史記漢書の本傳を精讀し大體の上より此國の方位を考察したるものにあらず』と排撃し精説詳叙して東國文獻備考が眞番郡を以て高句麗の故地に擬したるは全く正鵠を得たるものと論せり。其臨屯郡の位置に就きては臨屯の治所東曉が漢書地理志には樂浪郡の一縣として錄せられながら後漢書の樂浪郡の縣名に缺くは光武帝が棄てし東部都尉に屬せし嶺東七縣の一なるに因るとし之を單單大嶺の東にありと論斷し更に進んで『嶺東七縣の大部分を構成せる濊民族は臨屯郡の管轄なりしならむ果して然りとせば臨屯郡の疆域を知らむとするに當りては先づ漢魏時代に朝鮮半島に據れる穢貊民族の住地を考究する必要あり』とし之を『南は今の沙吉峯小白山山脉等を以て慶尙道と接し西は分水峯山脉を以て平安京畿黃海三道に連り東は日本海に臨みしなり北境が何處まで達せしかは他の三方のごとくに明瞭ならず』と攻究せられたり。

眞番郡在南方説の主唱者を清國の學者故楊守敬氏とす氏は其文集『晦明軒稿』

に收むる汪士鐸漢志釋地駁議に論じて曰く、

臨屯眞番旋罷故尤少左証而武帝紀臣瓚引茂陵書言臨屯郡治東廳縣去長安六千一百三十八里十五縣眞番郡治豐縣去長安七千六百四十里十五縣是眞番遠於臨屯千里也漢志東廳屬樂浪續志無之蓋在單單大嶺以東屬東部都尉爲光武所棄者是臨屯在樂浪之東可知也眞番雲縣不可考然漢書朝鮮傳眞番辰國欲上書見天子朝鮮雍闕弗通是眞番在朝鮮之南故朝鮮得以闕之且遠於臨屯千里直與三韓相接矣……綜而言之是玄菟最北樂浪在玄菟之南臨屯在樂浪之東眞番帶方在樂浪之南固彰明較著者矣

楊氏が臨屯の所在地を確めし方法は白鳥博士箭内學士の其方法と一致す、其眞番の位置を論ずる頗る要を得たり、内藤博士は楊氏の説を是認し、稻葉岩吉氏亦此説を採りて白鳥博士等の在北説に對して『歴史地理』第二十四卷第六號に眞番郡の位置と題して博士等の北方説を駁し眞番を以て朝鮮の忠清道に在りしを斷定せり、市村博士は大正三年一月東京に於ける東洋史談話會の席上にて眞番と辰國とは同一なることを説けり、史學雜誌第二十五編第二號に其記事を載す

五 蒼海郡の位置

眞番郡を以て故の蒼海郡の地に置きしといふ説あり。此説の是非を檢するが爲に先づ蒼海郡に就て攻究すべし。此郡の攻究に資すべき史料は寔に尠くして僅に次に擧ぐるものにすぎず。

(1) 漢書武帝本紀 元朔元年秋東夷薺君南閩等口二十八萬人降爲蒼海郡○三年春罷蒼海郡

(2) 史記平準書 彭吳賈滅朝鮮置滄海郡則齊燕間靡然發動 (索隱) 彭吳賈人姓名開其道而滅之朝鮮番名 ○當是時漢通西南夷道作者數萬人千里負擔糧率十餘鍾致一石散幣於邛夔以集之數歲道不通蠻夷因以數攻吏發兵誅之悉巴蜀租賦不足以更之乃募豪民田南夷入粟縣官而內受錢於都內東至滄海郡人徒之費擬於南夷

(3) 漢書食貨志 彭吳穿朝鮮穢貊置滄海郡則齊燕之間靡然發動 ○東置滄海郡人徒之費疑於南夷 (顏師古注) 彭吳人姓名也本皆荒梗始間通之也故言穿也

(4) 漢書公孫弘傳 公孫弘遷御史大夫時又東置蒼海北築朔方郡弘數諫以爲罷弊中國以奉無用地願罷之

(5)後漢書東夷濊傳 濊北與高句驪沃沮南與辰韓接東究大海西至樂浪濊及沃沮本皆朝鮮之地也……元朔元年武帝年也濊君南閭等畔右渠率二十萬口詣遼東內屬武帝以其地爲蒼海郡數年乃罷

以上右史料第一によれば滄海郡は東夷濊君の地に置かれたるものなり若し元朔元年此郡を置きし後二十年を経て元封三年に置かれたる朝鮮四郡の一たる臨屯郡が濊の地に置かれたりとの故を以て當年の穢種族の住地を調査して江原道にありとし其の郡を江原道に在りしと認定し乍ら滄海郡の位置を求むるに當り此の二十年間に於ける穢の名稱の異動を説かずして之れを其の他の地にありと推定するあらば不法なる推定と云はざるべからず然れども穢貂の意義漠然として之れを現今の人種學者が用ふる學語と同じく見るべきにあらざること論なし支那人が東夷と稱し穢貂と呼ぶ其範圍甚だ廣し此漠然たる稱呼の下にある民族中或る強大なる團體を生じ特別の命名を要するに及び倭朝鮮勾驪扶余眞番等の如き稱呼初めて用ひらるゝも賤名を以て呼ぶに際しては之を過去の低かりし時代の稱呼を以てするを常とし其他或は種族名を地名に轉用し或は普通名詞化して用ふることあり甚だしく紛雜す其嘗ては穢貂の名を以て總稱せらしもの後漢初に至りては既に高句驪扶余

沃沮等特名を有するものを生じ居りて穢貊の稱呼は僅に江原道の住民に遺存せるが如きも前漢武帝の頃は此稱呼の範圍尙ほ廣かりしなるべし史記匈奴傳(漢書亦同)に冒頓の起る形勢を記して諸左王將居東方直上谷以東接穢貊朝鮮と記し同書夏侯勝傳の宣帝即位して武帝の功業を褒する條に孝武皇帝東定葦貉朝鮮の語あり然れども眞番の稱呼は後に擧ぐる眞番史料(4)の示すが如く當時既に明に穢貊より區別せられて吾人は漢帝國の威名を擧ぐべき行動ありし眞番の君長を賤名を用ひて葦君と呼ぶこと無きを斷言し得るが故に若し此滄海郡にして倭佳流域に置れかしと論證することを得ば吾人は直に據て以て眞番郡が此流域に置かれざりしの證として北方説を否定し得たるべきに不幸にも吾人が考定する滄海郡の位置は此流域に非るなり亦朝鮮の地に樂浪と稱する郡を置きたるより推せば眞番の地に滄海と名づくる郡を置くべきにあらざるとは説くべからず吾人は武帝の當時倭佳江流域に在りし高句麗をも濊と呼びしことを否定せずと雖も南閩の國は決して此流域に存在せざりし事を證明し得るものなり。

滄海史料第二の史記平準書に滅朝鮮とある史實に反す之を史記の語句を轉載せる漢書食貨志史料第三によりて校するに滅字は濊字の訛誤にして平準書は早くより穿字

を脱し滅字を滅字に誤寫し賈字を脱せること明なり。此記事に就ては漢書食貨志を比較的正しとして之を取らざるべからず。穿字の解釋に就きては唐の顔師古の注正確にして疑問の餘地なし朝鮮穢貊間を通じて交通路を開穿せしをいふものにして『朝鮮穢貊に屬せる領土を略取せる』の意に非ず。之を平準書の全文によりて考ふるも師古の注に疑ふべき點なし。蒼海郡建廢の始末を考ふるに歲君南閩なるもの朝鮮右渠の壓迫を免れんとし元朔元年秋漢の邊官に口二十八萬ありと稱して降を申し込みしを以て喜功好大の武帝は前後の考もなく之を受理し其地に滄海郡を置き武力は之を用ふるの要なかりしも彭吳賈恐くば彭姓の吳人商賈の出身かをして交通路を作成せしむるために莫大の經費人徒を使役し僅に一年にして到底成功の途なきこと判明し其翌年春雪消ぬ凍融け將に第二年度の工事に着手すべきや否やを決するに當り斷然之を罷めたるものなり。後漢書滅傳史料第五數年乃罷と記せるは誤謬なり。若し此地をして倭佳江流域ならしめば當時遼東を奄有せる漢が其經營に南夷のそれに擬すべき莫大なる人徒を要すべきにあらざる其經營に朝鮮穢貊間を穿つべきにあらざる也。或は説くもあり此地を遼東に接せずとせば其君南閩如何にして二十餘萬口を引率して漢に降るを得たるかと。若し夫れ二十餘萬口が漢の邊郡に到るを

得べき地ならんには通路既に存在して新穿を要せざるを以て何ぞ人徒の費あらん彼降り我れ受く郡縣直に置くべし長年月間の保有は或は難しとするも僅に一年にして撤廢を餘儀なくさるべきに非ず率の一字は後漢書の編者が添入せる文字にして漢書の原文に無きものなるを以て説者の如き此懸念を無要とす。尙ほ本論には關係薄き事ながら當時朝鮮が倭佳江流域を保有せりとの事は之を地勢上より見るも經濟上より見るも吾人の認むる能はざる所なり。沮水の南に國せる朝鮮が地勢上甚だ不利にして加ふるに山又山産物の少なき倭佳江流域を占有するの武力あらば何ぞ魚鹽粟棗の利多き南方を棄て、此北方に向ふべきぞ。吾人は當時南方の韓種族の國眞番辰國等が衛氏をして南進を困難ならしめしものあるを信ずるも尙ほ且つ衛氏に倭佳江流域經營の證據ありし事を認る能はず。况んや眞番の如き國家が北方に存立せしことを信ずる場合に於てをや。當時の倭佳江流域に漢民族移住の形蹟なし。沮水南の漢民族の一小國は絶えず北方民族に對して防衛頗る難き此地を保有し得べきにあらず。半島の民族は王氏高麗朝李氏朝を通じて此方面に流出する者甚だ多し。雖是れ半島に於ける人口の稠密となりしと。苛政の毒とより起りし現象にすぎざるが故に之を古朝鮮時代にも亦然りしとすること能はざるなり。若し倭佳江流域

若くば鴨綠江上流にして衛氏の如き小國が領有すべき若くば領有し得べき状態の地なりしとせば漢は衛氏を滅ぼせし際より充分なる經營を成し或は成し得たるべし。然らば其後僅に二十六年にして夷貊の侵す所となりて玄菟を遷すが如きには至らざりしならん半島の禍常に此方面にありて漢の郡縣の振はざりしは其當初に於て此方面の經營に盡さざりしと盡くす能はざりしとに因る。

滿洲歴史地理が後漢書濊傳史料第五の記事中『元朔元年濊君南閔云々』以下を採りて

是に據りて『彭吳の開拓せし穢貊は今の江原道及古の夫余の地に住せる濊貊にあらずして鴨綠江流域即高句麗の本地に據れる濊貊なるべし右渠は朝鮮王衛滿の孫なれば蒼海郡の穢貊は武帝の元朔元年まで衛氏の朝鮮に隸屬せしなり然れば蒼海郡は穢貊の一種たる高句麗の住地に置かれたるものにして今の鴨綠江の上流域及び修佳江の流域にあり』と論せしは非なり後漢書濊傳は其初に明記するが如く北は高句麗沃沮と南は辰韓と西は朝鮮と接し東は大海を究むるの地に在るの穢に就て記するものなり此地は今日の江原道の外他に求むべからず其江原道の穢に關する記事なることを明記する史料の前半を何等の理由なくして放棄し其後半を採りて之を以て此穢種族の江原道居住のものならざりし證據とするは其不可なること

明な白り。之を漢書の本紀の記事に参照すれば『畔右渠』『率』『數年』の語皆な後漢書穢傳記者の推定に出づ。吾人は記者が江原道の濊に下したる推定として『畔右渠』の推定の當れるを思へども『率』といひ『數年』といふは共に誤れるものなりとす。當時高句麗を穢貊の一部として穢貊の名を以て呼びたりとの事は此名を以て呼ばれたる高句麗が眞番國なりしと云ふ事を證するものにあらず。假令ひ眞番も亦濊貊と呼ばれたりとするも亦以て之を高句麗と同一となすこと能はず。况んや眞番は當時既に穢の賤稱を以て呼ぶことなきに於てをや。全燕以來朝鮮と並び稱せられたる此國の君長を東夷蕤君とのみ呼ぶべきにあらざること既に述べたるが如し。但し眞番は朝鮮半島内にありて朝鮮に服屬せるより時には朝鮮の中に含めて呼びしことあり

蕤君南閩の地に就て知る所のものは(一)朝鮮に接し若くば近く且つ漢遼東方面と消息の全く通せざる地にあらざる事(二)其地へ遼東方面よりの交通路は穢貊朝鮮の間を穿ちて然かも終に成功の見込なくして罷めたり遼東との地理上の關係は朝鮮穢貊に劫かされて經營に難かりし位置にありしこと(三)南閩が漢に降りしは他よりの壓迫を免れんが爲めなりしなるべし若し然らば當時の形勢より推測するに朝鮮の壓迫ならざるべからず(四)漢が僅一年にして莫大の資を徒費して其地を放棄する

や終に聞ゆるなかりしこと(五)口二十餘萬ありとは漠然たる誇大の辭なるべきも漢の一小郡に比すべき人口ありしこと等なりとす。思ふに南閩の率ひし濊は咸鏡道の濊(即ち後の沃沮)を主として江原道の穢をも附隨せしならん。吾人は朝鮮に接して咸鏡江原に亘る穢の大種族が當時一君長の統率の下に組織ある團體を形成し居りし事を認むる能はず。其統率といふも頗る漠然たるものにして南閩は穢種族中の有力なる一酋長たるに止まりしものならむ。彭吳賈の開穿せんごせし通路は鴨綠江下流方面より平安北道江界に出で薛寒嶺を踰へて長津高原を南進し漫々たる蒼海を抱く咸興平野に下りしものか。或は熙川に出で劍山嶺を踰へて定平方面に出でんごせしものならん。

偕て滄海郡にして如上の地に置かんごせしものなりとせば此方面に在りし臨屯國は當時如何なる状態の下にありしかを考へざるべからず。臨屯は今日の元山安邊方面にありし小國なり。史記朝鮮傳に衛滿に服屬せし一邑として其名を擧ぐるのみ後に郡名となりて知られしにすぎず。他に所見なし。思ふに此國は衛滿の時朝鮮に併合せられ跡を絶つに至りしものなるを漢が四郡を建つるに及び其故地を含む郡名に其故名を採りしものなるべし。穢貊間に朝鮮民族が建成せし小國にして秦末漢初

遼東朝鮮間の關係未だ切迫せず江原咸鏡方面と遼東との交通容易なりし時代に於て漢方面に知られしものならむ。滄海郡建設の當時此國既に穢貊に没入し居りしならんか。

要するに滄海郡は修佳江流域に建てられんとせしものにあらず其後二十六年を経て建設せられたる眞番郡と關係絶無なり。

六 眞番郡の位置

眞番郡の位置を論ずるに先立ち先づ其研究史料を擧ぐべし。

(1) 史記朝鮮傳 朝鮮王滿者故燕人也自始全燕時嘗略屬眞番朝鮮爲置吏築鄣塞秦滅燕屬遼東外徼漢興爲其遠難守復修遼東故塞至涓水爲界屬燕燕王盧縮反入匈奴滿亡命聚党千餘人應結蠻夷服而東走出塞渡涓水居秦故空地上下鄣稍役屬眞番朝鮮蠻夷及故燕齊亡命者王之都王險會孝惠高后時天下初定遼東太守即約滿爲外臣保塞外蠻夷無使盜邊諸蠻夷君長欲入見天子勿得禁止以聞上許之以故滿得兵威財物侵降其旁小邑眞番臨屯皆來服屬方數千里傳子至孫右渠所誘漢亡人滋多又未嘗入見眞番旁衆國欲上書見天子又擁闕不通元封二年漢使涉何誘諭右渠終不肯奉詔

(2) 漢書朝鮮傳 (史記の朝鮮傳を轉載し『眞番傍衆國』を『眞番辰國』に作る。資治通鑑は漢書を採り眞番を略して『辰國』のみを擧ぐ)

(3) 史記太史公自序卷百三十 燕丹散亂遼間滿收其亡民厥聚海東以集眞番葆塞爲外臣

(4) 史記貨殖傳 夫燕亦勃碣之間一都會也南通齊趙東北邊胡上谷至遼東地踔遠人民

希數被寇大興趙代俗相類而民雕悍少慮有魚鹽棗栗之饒北鄰烏桓夫餘東綰穢貉

鮮眞番之利

(5) 漢書食貨志卷卅四下 (史記の文を轉載し『北隙烏丸夫餘東賈眞番之利』に作り『玄菟

樂浪武帝時置皆朝鮮穢貉句麗蠻夷』の語を添附す眞番の上に穢貉朝鮮の四字を

脱せしならむ)

(6) 漢書顏師古注武帝本紀元封三年定朝鮮條 臣瓚曰茂陵書臨屯郡治東臚縣去長安六千一百三十八里十

五縣眞番郡治雲縣去長安七千六百四十里五十縣

(7) 魏志注(魏略) 初右渠未破時朝鮮相歷谿鄉以諫右渠不用東之辰國時民隨出居者二

千餘戶亦與朝鮮眞番不相往來

(8) 說文 鱮魚也出樂浪潘國段玉裁注曰樂浪潘國眞番番音潘

鱮…(同上)

鱮…(同上)

鱮…(同上)

鱮…(同上)

鱮…(同上)

(9) 漢書地理志玄菟郡注 武帝元封四年開高句驪莽曰下句驪屬幽州應劭曰故眞番朝鮮胡國

以上小生が知る所の眞番研究史料なり。

此史料によりて眞番郡の位置を考定せんとするに先立ち漢の朝鮮に於ける四郡中現今其位置に就て疑問なき三郡の位置を再説すれば樂浪郡は今日の平壤を治所として平安道黃海道と京畿道の一部とを有し其東は江原道方面に隔屯あり咸鏡道方面に玄菟郡あり樂浪郡即ち故朝鮮國の東には眞番郡を容るゝに地なく西は大_海に接するが故に眞番郡は樂浪郡の南にあらずんば北なり其北に在らざる事を證するは即ち南に在ることを證するものなり而して眞番郡が眞番國の故地を中心とせる事は自ら明なり。

史記漢書の本傳⁽²⁾⁽¹⁾及⁽²⁾を調査するに眞番が朝鮮方面にありて朝鮮と相並立して戰國時代燕に略屬し秦代には遼東の外徼に屬し漢代に於て漢が涇水を界とするや涇水以外に出で、漢の界外となりしこと明白なり涇水は朝鮮と漢との界なるを以て眞番は朝鮮の南に在らざるべからざるなり吾人は眞番を以て朝鮮の北にありて遼東に接するものとなすべき理由を發見する能はず戰國時代の燕が遼東の縁邊に鄣塞

を築きしは眞番と朝鮮との各一部を略取して築きしものなりとの意は本傳中更に見る所無し、略屬の義は山海經に『蓋國在鉅燕南倭北倭屬燕』とあり、『朝鮮在列陽東海北山南列陽屬燕』とある、『倭屬燕』『列陽屬燕』の屬の義なり之れを以て眞番が燕國と界を接したりと認むるは非なり(第二)眞番は衛滿が所謂箕氏朝鮮を奪取せる後に來服せしめし國なり、修佳江流域は役屬に難くして利少なし、衛氏としては此方面に武威を用ひるよりは南方に用ふべきこと既に之を述べたり、漢が朝鮮を征服せる戰記を見るに吾人は遼東の側面たる修佳江流域が衛氏の有たりし徵跡を認むること能はず、眞番は朝鮮の南方に在りしなり(第二)眞番傍衆國が上書して天子を見んとせしに衛氏朝鮮が擁闕して通せざりしことは既に先輩諸氏の説の如く朝鮮が眞番と漢遼東郡との間に介在せしこと明白なるものなり、眞番國にして修佳江流域に存在せんには衛氏たるもの如何にして之を擁闕し得べきぞ、漢末三國時代に於て修佳江流域を占有せし高句麗が漢魏と朝鮮方面との交通を妨げ、明末に於て同じくこの流域を占有せし野人が明と朝鮮との交通を碍げしことありと雖、鴨綠江南の國が修佳江流域の國と遼東との交通を擁闕することは地理上あるべからざる事なり、眞番は朝鮮の南に在りしなり、朝鮮が南方航路の起らざる當時に於て漢と眞番との

交通を擁闕せしは後年高句麗が百濟と北支那との交通を擁闕し得たるを形勢を同
うす(第三)史記に眞番旁衆國とあるを漢書が其『旁衆國』を『辰國』と改め僅に一國
となしたるは誤なれども辰國も此衆國中の一國たりしならんには之を全部誤れり
とすべからず。資治通鑑が眞番を削りて單に辰國とのみ記せしは非なり。漢書は必ず
相當の理由ありて辰國を眞番の傍國と認めて其名を著録せるものなるべし。辰國の
位置は尙ほ攻究を要すれども辰韓即ち今日の慶尙道に在りし國として大なる誤な
かるべし。此等の國が眞番に附隨して兼て支那方面と交通せしこと後年新羅が尙ほ
漢江流域を占有する能はざる時代に於て百濟(時に或は高句麗)に附隨して支那と交
通せしが如かりしならん。史記が眞番の名をのみを擧げて辰國其他を概稱して傍衆
國といへるは此形勢紙上に宛然として著はるものと評すべし。之を眞番が朝鮮の南
方に在りし第四証とす(第四)史記貨殖傳に燕國が經濟上優越の地位ありしことを述
べ東縮穢貉朝鮮眞番之利とせり。東とは大凡の方向をいふ。此記事先づ修佳江方面の
穢貉を擧げ次に朝鮮半島の北部に在りし朝鮮を次に其南の眞番を順次列擧せるも
のならずや(第五)漢書食貨志に史記の文以外に玄菟樂浪武帝時置皆朝鮮句麗蠻夷と
あり是れ眞番臨屯撤廢後の二郡に就て説くものなり。有名なる眞番を擧げずして句

麗を擧ぐるは玄菟郡中句麗を含みて眞番を含まざるが故なるべし。朝鮮李朝學者の四郡を論ずるもの二郡廢撤を以て臨屯を樂浪に併せ玄菟は其一部を放棄し其一部を樂浪に轉屬し乍ら眞番の地を併せ遠く眞番の一邊に移り玄菟の名を存せりとするもの往々あり。日本學者の眞番在北説を唱ふるもの亦此説を持す。然り斯く説明せずんば其北方説を立つる能はざるなり。吾人は臨屯の一部が放棄せられ其殘部と玄菟郡の中心地とが樂浪に併せられ樂浪郡東部都尉の治に屬せしことを是認すれども此玄菟郡移置の顛末を考ふるの典據たる魏志東沃沮傳の『以沃沮城爲玄菟郡後爲夷貊所侵徙郡句麗西北今所謂玄菟故府是也沃沮還屬樂浪云々』の文を以て眞番北方論者の如く解すべきにあらずと信ず。玄菟郡は初めより句麗の地を羈縻せしものにして後夷貊に侵さるゝや郡治を其遼東に近くして維持に便なる地に移せしと解すべきのみ。此時屯臨郡の殘縣と玄菟郡の遺せし一部とを治むるが爲に新に此地方を收附せし樂浪郡の東方たる此地方に樂浪郡の東部都尉を置きに對し郡の南方昭明縣に置かれし其南部都尉は主として眞番郡の殘縣を治めしものたること推測に難からざるなり。漢書地理志玄菟郡注に武帝元封四年開高句驪菴曰下句驪屬幽州とあるを眞番在北方説の朝鮮古史考には『高句麗ヲ開キテ眞番ノ屬縣トシタルヲ

云へルニテ玄菟郡治トナレルハ昭帝以後ノ事ナリ』と説明せり、小生は去十月十六日京都史學研究會に於て眞番郡考を發表せる時此注を引て元封三年朝鮮を平定せる翌年漢は句驪の地即修佳江流域を營經して沃沮地方に附し玄菟郡を開きしものなりと説き句驪は眞番にあらざるが故に眞番郡は修佳江流域に置かれたる事無しとの証とせり、後に内藤教授の敎示に因り此注は漢書地理志の文法を調査すれば『元封四年開ク高句驪莽ハ下句驪ト曰フ幽州ニ屬ス』と句讀すべきものにして『高句驪莽曰下句驪』の語は高句驪縣の注たるべきものが錯簡して玄菟郡の下に竄入せしものなる事を知れり、茲に其誤を正すを得るは實に敎授の賜なりとす、又北方説者は昭帝後の玄菟郡が眞番の故地を含みし證として應劭の玄菟郡注に故朝鮮眞番胡國とある引て証とす、應劭は後漢末の學者なり、漢書後卷七十八 應劭傳に附録す其注は時代より見るも重んずべきものなれども此注は其精査の結果を録せるものども見えず、遼東郡險瀆に注して朝鮮王滿都也依水險故曰險瀆と云ひしより推して多才の人記憶に委せて忽卒に執筆せしものと認むべし、此注のみを以て眞番の故地が玄菟郡に入りしと斷定すべからざるなり、眞番郡の朝鮮南方に在りしこと動かすべからず、(第六)魏志の注として宋の裴松之が採りし魚豢の魏略の記事史料第七は既に先輩も論せし如く眞番が

慶尙道にありし辰國と往來交通し得べき地位にありし事を証す之を朝鮮の北方に在りしとすべからざるなり(第七)茂陵書は漢武帝の陵墓茂陵に關する書なり今傳はらずして纔に顔師古が著録せし臣瓚の注に眞番臨屯に關する四十余字を遺すのみなれども此二郡に關する記事として最も貴重すべきものにして臨屯郡が東曠に治せしこと此斷片によりて初て知り得べく據て以て臨屯の位置を確定し得るものなり。此書によれば臨屯郡治東曠縣は長安を去ること六千一百三十里にして眞番郡治魯縣は七千六百四十里なり眞番郡治所の臨屯郡治よりも遠きこと實に五百十里なり東曠は如何に考ふるも今日の咸鏡道安邊附近よりも北ならしむること能はず長安より二郡への通路は遼東を經由せるものなれば魯縣は安邊附近よりも遼東に近き修佳江流域に置くべからざるなり。此事先輩既に論あり魯縣は平壤より安邊に至るよりも更に遠き平壤の南方に在りしなり(第七)眞番は史記既に之を朝鮮と並稱し明白に穢貊と區別し之を穢貊の名を以て呼びしことなし修佳江流域が穢貊たる句驪の地たりしこと既に述べたり此地に眞番を置く事能はず眞番は眞番なり句驪に非ず之を眞番在南説の第八證とす(第八)後漢許慎の説文に鱮以下六魚の名産地として樂浪潘國を記す此書に樂浪とあるは後漢光武帝が邊郡都尉を罷め從て樂浪の東

部南部の両都尉が毀廢せられし後の樂浪郡にして舊都尉の下にありし諸地方は名義のみ樂浪郡に隸屬せる土人の自治國となり縣と稱せずして國と稱するに至りしものなり。其明白なる一例を擧ぐれば前漢時代に於て此郡の東部都尉下の一縣たりし邪頭昧縣を説文には統紛の名産地として蔑の邪頭國と記せるが如き是れなり。樂浪潘國は段玉裁の説の如く眞番國の故地たること疑を容れず。此國たるや説文に擧ぐる魚類約百種の内其六種までもの名産地なり沿海の地方ならざるべからず之を滿洲方面の山間に索むべからざるなり之を眞番在南説の第九證とす(第九)。

以上論述せる所によりて眞番國が朝鮮の南方にありしことを証明せり眞番に關する文献は應劭の一家言の外盡く朝鮮の南方に在りし事を証して動かすべからず史記漢書の本傳を初めとして零碎なる記録に至るまで皆其南方に在りし事を証す夫れ束ねたる籥は折るべからず茲に於て諸記録を孤立せしめて全部を折り盡くさんとし其各條を執りて孤立せる記録の文字に拘泥すべからずと稱して一を棄て二を棄て盡く之を廢棄し去らんとするが如きは甚だ非なり。漢の朝鮮半島經營の失敗せる原因一ならずと雖も其修佳江流域鴨綠江流域の經營其當初に於て充分ならずして破綻の此方面に起りて綴捨の途なきに至りしもの其重大なる一因なり。國土の

經營に唯鹽鐵粟布の利をのみ尋ぬる者正に懲愆すべし。朝鮮に壓迫せられ漢に通せんことを熱望せし南閩眞番の國にして修佳江流域に在りしならんには、滇南の衛氏能く修佳江流域を經營して燕齊の亡命者多く移住し居たらんには、玄菟移らざりしなるべし。經營二十餘年にして挫折し半島經營の紀念を今日僅に廢墟荒塚に残すが如きに至らんや。眞番を修佳江流域に置かんには半島史遂に解し得ざるべし。

眞番郡を以て慶尙道に在りとするは漢が忠清全羅を經營せずして隔絶せし慶尙を經營せしとするものにして其不合理なる事明なり。小生は眞番郡は忠清道及全羅北道に置かれしものと推定し其國を以て韓民族の國なりとす。此地半島中に於て土肥に海産多し支那海に面して齊燕の交通亦難きにあらず。單單大嶺々東なる臨屯を知り遠く海中の倭人をさへ知りたる形跡ある燕人の此地を遺却すべきにあらず。夙に其利を縮せるなり。思ふに霽縣は錦江の流域に在りしならむ。昭帝の時其郡を廢するや其大部分を土酋の自治に委して隸屬の態を裝ひ北邊の數縣を保留して樂浪南部都尉の下に置きしならむ。都尉の駐在せし樂浪昭明縣の地は眞番中の地にあらずして恐くば今の廣州漢城の地方にして後の帶方縣なるべし。斯くして眞番郡の大部分は分裂して土酋の自地的小國となり眞番の名稱も僅に番國といふ地理的稱呼に

名残を留め海産の多きを以て知られしも魏晉時代に至りて此稱呼も亦忘れられた
馬韓地方としてのみ知るゝに至りしならん魏志三韓傳錯簡誤脱多くして解する
こと難しと雖之によりて漢末馬韓地方に月支國に治する有力なる王ありて五十余
國の馬韓にも稍中心に似たるものゝ存在せしことを認む可し此書に韓王漢時樂浪
郡に屬して四時朝謁すとあるは眞番郡撤回後の形勢にして樂浪郡と此地方との關
係は衛氏朝鮮と眞番との關係に似たるものありしといふべし論說者中或は漢が豊
饒なる南韓を經營せずして礪嶠なる北韓のみ經營せしを迂拙とするものあり小生
を却て其初めに於て須らく南方を顧みずして北方の經營に全力を傾注せざりし事
を惜む鴨綠豆滿流域は半島の根底なり北方の經營にして確實ならんには南韓枝葉
の地は自領得すべきなり。
大正四年十月十六日史學研究會講演
同十一月二十五日訂正

眞番郡研究に就て參考すべき論文

- (1) 文學博士那珂通世氏朝鮮古史考第二章朝鮮樂浪玄菟帶方考 史學雜誌第五編第四號
明治廿七年
- (2) 文學博士幣原坦氏支那が朝鮮を統治したる最初の經驗 地學雜誌第十九號
明治四十年七月
- (3) 文學士樋口隆次郎氏朝鮮半島に於ける漢四郡の疆域及沿革考 史學雜誌第二十二編
及二十三編
- (4) 文學博士白鳥庫吉氏漢の朝鮮四郡疆域考 東洋學報第二卷第一號
明治四十五年五月

(5) 文學博士白鳥庫吉氏文學土箭内互氏漢代の朝鮮 滿鐵歴史調査報告第一滿洲歴史地理第一卷大正二年八月

(6) 文學博士市村瓊次郎氏眞番郡に關する講演 史學雜誌第二十五編第二號 東洋史談話會記事中大正三年一月

(7) 稻葉岩吉氏眞番郡の位置 歴史地理第二十四卷第六號大正三年十二月 滿洲發達史第二章大正四年五月

按眞番郡、東人多疑其所在、或指鎬或指辰、皆誤也、後漢書昭帝始元五年、罷臨屯眞番以重樂浪玄菟、豈非並臨屯於樂浪、並眞番於玄菟謂耶、魏志、玄菟徙郡句驪西北、此即眞番之地、故漢書地理志、玄菟郡注、應劭云、古眞番者是已、眞番郡治管縣、未詳其地、而距長安七千六百餘里、則似在今松花江以東、意者玄菟徙郡以後、沃沮之地可屬樂浪、而眞番東界諸縣、夷地太遠、並棄之爾

又按衛滿渡溟而居、能服屬眞番、右渠又擁關其併榮國上書朝見、以此疑眞番之在兩則謬矣、眞番之地與沃沮相接、衛滿祖孫雖居溟南、想用兵東北、侵降諸部、欄截其賁路、且此時、漢以溟水爲界、築臨置候、屬之遼東、未易制其肆於東北也、衛氏之服屬眞番者、以此

東國通鑑云、漢昭帝始元五年、以朝鮮舊地平那玄菟等郡爲平州都督府、臨屯樂浪等郡、爲東郡都督、自此四郡合爲二府之說、便成信史、遂以平那爲眞番之一名、然考之兩漢書本紀及地志、並無是事、郡縣名又無所謂平那者、漢未有都督之稱、決知其爲無稽之言、此必因四郡並爲二郡、而樂浪七縣分隸東郡都尉、漢末公孫度據遼東置平州、魏晉因之、統玄菟樂浪帶方等郡、唐置安東都護府於平壤、更名都督府、徙于平州、故後之纂史者、混同轉轉、有此誤謬爾(柳得恭撰四郡志)